

大津市就学援助費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (2) 準要保護者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税
- (ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市民税の減免
- (エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免
- (キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- (ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 職業安定所登録日雇労働者
- (イ) 保護者の職業が不安定で、経済的に生活状態が悪くPTA会費、学級費等の学校納付金の減免を受けている者等で、教育委員会が認めるもの
- (ウ) aに定める収入額がbに定める額以下である世帯の保護者で、教育委員会が認めるもの
 - a 収入額 次の区分に応じ、それぞれ定める額
 - (a) 事業所得者等の場合 世帯全員について個々に前年の総収入から必要経費を控除した額（税金の申告において損失の繰越しがある場合にあっては繰越控除をしないものとし、給与所得及び公

的年金等所得がある場合にあっては当該額から100,000円を控除した額)から社会保険料、家賃・間代(ただし、世帯構成員の数が2人以上6人以下の場合にあっては年額636,000円、7人以上の場合にあっては年額756,000円を限度とした実費とする。)を控除した後の額

(b) 給与所得者の場合 世帯全員について個々に前年の総収入額(税金の申告において損失の繰越しがある場合は、繰越控除をしない。)から社会保険料、家賃・間代(ただし、世帯構成員の数が2人以上6人以下の場合にあっては年額636,000円、7人以上の場合にあっては年額756,000円を限度とした実費とする。)を控除した後の額から、所得税法(昭和40年法律第33号)別表第5を準用したときの給与所得控除額に100,000円を加えた額を控除した後の額

b 平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第150号)に従い世帯構成の状況に応じて毎年4月1日現在で算出した基準生活費の額及び教育扶助の額(基準額及び学校給食費の額の合計額)との合計額に1.2を乗じて得た額を年額に換算した額

(c) その他教育委員会が給付する必要があると認める者

(援助費の項目及び内容)

第2条 この要綱による就学援助費(以下「援助費」という。)の項目及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学用品通学用品費

児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習材料を含む。以下同じ。)及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等をいう。以下同じ。)の購入費

(2) 校外活動費

児童生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費及び見学科

(3) 体育実技用具費

中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道、剣道又はスキーに係る用具をいう。)で、当該授業を受ける児童生徒の全員が個々に用意することとされているものの購入費

(4) 入学準備費

就学予定者が小学校又は中学校へ就学するために通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(5) 新入学児童生徒学用品通学用品費

新入学児童生徒(当該児童生徒について入学準備費の給付を受けていない保護者で、年度当初に援助費給付対象として認定されたものに限る。)が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(6) 修学旅行費

児童生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる費用（記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金、コインロッカー使用料、ゴミ袋購入費等）

(7) 通学費

児童生徒が最も経済的な通常の経路方法により、片道の通学距離が学齢児童にあつては4キロメートル、学齢生徒にあつては6キロメートル以上（特別支援学級の児童生徒にあつては通学距離は問わない。）の者が通学する場合に要する交通費。ただし、政令第8条又は第9条第1項の規定の適用を受ける者及び大津市立学校の通学区域に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）第4条の規定の適用を受ける者並びに市立小学校又は中学校以外の学校に通学する者を除く。

(8) 医療費

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用

(9) 学校給食費

市立小学校又は中学校に在学する者の学校給食に要する費用

（給付額等）

第3条 援助費の給付額は、別表に掲げる額の範囲内とする。ただし、同表に実費を給付することとされているものについては予算の範囲内で給付することができるものとする。

2 次の各号に掲げる者に対する援助費の給付は、当該各号に定める項目に限り行うものとする。

(1) 生活保護法第13条の規定によりその児童生徒に係る教育扶助が行われている場合における当該児童生徒の保護者 前条第6号及び第8号に掲げる項目

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所し、入進学支度金の支弁が行われている場合における当該児童生徒の保護者 前条第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる項目

（給付を受けることができる者）

第4条 援助費の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（児童福祉法に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、指定療育機関等（以下「児童福祉施設等」という。）に入所又は入院し、当該児童福祉施設等において就学に係る措置費が支弁され、又は療育の給付が行われている児童生徒又は就学予定者（母子生活支援施設に入所し、入学支度金の支弁が行われている就学予定者を含む。）の保護者を除く。）であつて、要保護者又は準要保護者のいずれかに該当するものとする。

(1) 市立小学校若しくは中学校、滋賀大学教育学部附属小学校若しくは中学校又は滋賀県立守山中学校、河瀬中学校若しくは水口東中学校（以下「国公立学校」という。）に在学する児童生徒又は国公立学校に就学す

べき就学予定者で市内に住所を有するものの保護者

- (2) 市立小学校又は中学校に在学する児童生徒又はこれらの学校に就学すべき就学予定者で市外に住所を有するものの保護者であって、当該児童生徒又は就学予定者が住所を有する市町村との協議の上、教育委員会が必要と認めたもの

(受給申請)

第5条 援助費の給付を受けようとする者（前条第1号に該当する保護者であって、要保護者に該当するものを除く。以下「申請者」という。）は、年度ごとに、所定の様式による児童生徒就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出し、給付の認定を受けなければならない。ただし、入学準備費の給付を受けようとする者は、就学すべき年の1月15日から2月15日までの間に教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 準要保護者（前条第2号に該当する保護者にあつては、要保護者又は準要保護者）に該当することを証する書類（市の保有する台帳等でその所得及び児童扶養手当の受給状況を確認できる場合で、教育委員会がその確認を行うことについて承諾しているときを除く。）
- (2) 申請者の指定する口座に振込みを希望する場合は、その通帳等の写し
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

- 2 学校給食費の給付を受けようとする申請者は、申請の際、教育長に対し、学校給食費を市の学校給食費の公会計口座へ直接支払うことを委任するものとする。

(審査及び通知)

第6条 教育委員会は、申請書を受理したときは、遅滞なく審査を行い、その結果を速やかに申請者に対して通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の審査を行うために必要があるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の審査を行うため必要があるときは、学校長、福祉事務所長及び民生委員の助言を求めることができる。

(給付期間等)

第7条 援助費の給付期間は、次項に規定する認定日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 認定日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、児童扶養手当の支給を受ける準要保護者として申請を行った者に係る児童扶養手当の支給の認定が申請書の提出を受けた日以後の日となる場合にあっては、その認定を受けた日に申請書を受理したものとみなす。
- (1) 第5条第1項ただし書に規定する期間内に申請書を受理したもの 3月1日
- (2) 給付（入学準備費の給付を除く。）を申請する年度の前年度の3月2日から給付を申請する年度の4月10日までの間に申請書を受理したもの 4月10日

(3) 前号の期間以後に申請書を受理したもの 申請書を受理した日の翌月の初日（申請書を受理された日が月の初日である場合にあっては、その日）

(4) 要保護者 生活保護法に基づく保護の決定を受けた日

3 給付期間の中途において認定を取り消された者は、その翌月（当該取消しの日が月の初日に当たるときはその月とし、入学準備費及び学校給食費については取消しの日の翌日（学校給食費の取り消しを受けた者が当該取消しの日までに給食の中止手続を行った場合において、当該取消しの日以後も学校給食費の負担が生じる場合にあっては、当該負担する期間の末日の翌日）とする。）からの給付は行わない。

（認定の取消し等）

第8条 教育委員会は、援助費の給付の認定を受けた者（以下「給付対象者」という。）が年度途中において、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 給付対象者の児童生徒又は就学予定者（以下「対象児童生徒等」という。）が本市の区域外へ転出し、又は死亡したとき。

(2) 給付対象者の児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が国公立学校以外の学校へ転学したとき。

(3) 対象児童生徒等が児童福祉施設等に入所又は入院し、当該児童福祉施設等において就学に係る措置費の支弁又は療育の給付が行われたとき。

(4) その他世帯の構成の変化、経済状況の好転等により、援助費の給付の必要がなくなったと認めるとき。

2 虚偽の申請により給付を受け、又は援助費をその目的以外に使用していることが判明したときは、認定を取り消し、既に給付した援助費の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（支払方法等）

第9条 学用品通学用品費、新入学児童生徒学用品通学用品費、校外活動費及び学校給食費は、各学期の実績を確認した上で、学期末に支給するものとし、その他の援助費（入学準備費を除く。）については、その都度支給するものとする。ただし、校外活動費については学年を通じて1回を限度とし、新入学児童生徒学用品通学用品費については1年次の児童生徒の保護者で第7条第2項第2号に掲げる日に認定を受けた者にのみ支給する。

2 入学準備費は、第4条各号の区分に応じ、当該各号に規定する学校に就学することを確認した上で、支給するものとする。

3 第11条に規定する代理受領により学校長が取り扱う援助費は、学期分ごとに給付対象者に給付することができる。ただし、給付対象者が支払わなければならない学校徴収金（学校長が児童生徒の保護者から徴収する教材費、修学旅行費、学年費、生徒会費等の経費及びPTA等の関係団体の会費をいう。以下同じ。）に未納があるときは、学校長は、当該援助費を学校徴収金に充当することができる。

4 前項ただし書の規定により援助費を学校徴収金に充当したときは、学校長は、その使途を給付対象者に通知するとともに、教育委員会に報告しなければならない。

5 医療費は、学校長が申請に基づき発行する医療券を提示して受診したものに限り、当該給付対象者に代わっ

て直接医療機関に支払う方法により給付するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、医療機関を受診した後に第6条第1項の規定による就学援助費の認定の通知を受けた給付対象者に対する医療費（給付期間内に受診したものに限る。）は、当該給付対象者からの請求に基づき、当該給付対象者に対して給付するものとする。

7 前項の請求は、医療機関の領収書の原本を添えて行わなければならない。

8 修学旅行費については、学校長が作成する対象児童生徒に係る修学旅行実績報告書に基づき支払うものとする。

9 通学費及び体育実技用具費については、通学費にあつては交通機関の発行した定期券、体育実技用具費にあつては当該用具等を購入したこと又は購入することを証する学校長の証明に基づき給付する。

10 学校給食費については、給付対象者の委任に基づき、学校給食費の公会計口座に直接支払う。

（報告事項）

第10条 給付対象者は、対象児童生徒等が年度の途中において転学、転出、死亡等により給付を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

（代理受領）

第11条 学校長は、給付対象者の委任に基づき援助費を代理受領できるものとする。

（個人支給明細書の備付け）

第12条 前条の規定により学校長が援助費を取り扱う場合は、当該学校長は、対象児童生徒に係る就学援助費個人支給明細書を備え付けるものとする。

2 学校長は、事業終了後速やかに前項に定める個人支給明細書を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

（志賀町の区域の編入に伴う経過措置）

2 志賀町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に志賀町就学奨励費給付要綱（以下「旧町要綱」という。）の規定によってされた申請、決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってされたものとみなす。

3 編入日前に旧町要綱の規定により給付の決定を受けた者に係る平成17年度分の学校給食費の給付については、この要綱の規定にかかわらず、旧町要綱の例による。

（新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響による臨時休校等の措置の実施に伴う令和2年度におけ

る認定日の特例)

- 4 令和2年度の援助費に係る第7条第2項第2号の規定の適用については、「の4月10日」とあるのは、「の6月30日」とする。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年10月5日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月12日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年6月12日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年5月30日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年5月28日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年5月28日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年5月24日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行し、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大津市就学奨励費給付要綱の規定に基づきされた給付に係る手続は、改正後の大津市就学奨励費給付要綱の規定による手続とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、改正後の大津市就学援助費給付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大津市就学奨励費給付要綱の規定に基づきされた給付に係る手続は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行し、改正後の大津市就学援助費給付要綱の規定は、同年1月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までの間において、改正後の大津市就学援助費給付要綱（以下「新要綱」という。）の適用を受ける者について支給された改正前の大津市就学援助費給付要綱の規定に基づく入学準備費は、新要綱に基づく入学準備費の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までの間において、改正後の大津市就学援助費給付要綱（以下「新要綱」という。）の適用を受ける者について支給された改正前の大津市就学援助費給付要綱の規定に基づく入学準備費は、新要綱に基づく入学準備費の内払とみなす。

別 表 (第3条関係)

＜ 小 学 校 ＞

(単位：円)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学用品 通学用品費	第1学年 (13, 230)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,130
		(4, 400)					(5, 500)					(3, 330)	
	その他の学年 (15, 500)	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,310
		(5, 160)					(6, 450)					(3, 890)	

＜ 中 学 校 ＞

(単位：円)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学用品 通学用品費	第1学年 (25, 040)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,160
		(8, 320)				(10, 400)				(6, 320)			
	その他の学年 (27, 310)	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,340
		(9, 080)				(11, 350)				(6, 880)			

入学準備費	小学校に就学すべき就学予定者 57,060 円 中学校に就学すべき就学予定者 63,000 円
新入学児童生徒 学用品通学用品費	小学 1年 57,060 円 中学 1年 63,000 円 (4月に認定された者)
通 学 費	実費額を支給 小学校 4km以上 中学校 6km以上
体育実技用具費	中学校のみ(限度額) 柔 道 7,650 円 剣 道 52,900 円 スキー 38,030 円

修学旅行費 (小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回)	限度額 小学校 22,690 円 中学校 60,910 円
校外活動費 (年1回・宿泊を伴うものの交通費及び見学料の額)	限度額 小学校 3,690 円 中学校 6,210 円
医 療 費	学校保健安全法第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用 (個人負担分)
学校給食費	実費額